



施設情報

勤労福祉会館ホールの申し込み開始

大規模改修工事のため休館している勤労福祉会館・西荻地域区民センター(桃井4-3-2)は、11月1日から利用開始予定です。

4月1日から「さざんかねっと」で11月分以降のホールの一般抽選申し込みを順次開始します。定員などの詳細は、「さざんかねっと」または区ホームページをご覧ください。

園産業振興センター管理係 ☎5347-9134

保険・年金

国民年金保険料の納付猶予制度

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国籍を問わず国民年金の被保険者として保険料の納

付が義務付けられます。

学生で本人の前年の所得が一定額以下の場合、申請により在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

毎年度申請が必要ですが、元年度に学生納付特例による猶予が承認された方で、引き続き同じ学校に在学予定の場合は、4月上旬に日本年金機構から申請書(はがき)が送付されます。必要事項を記入の上、返送してください。

また、50歳未満の方で本人および配偶者の所得が一定額以下の場合には、申請により国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わずに保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害が残った場合に、障害基礎年金を受けることができなくなる場合があります。

園国保年金課国民年金係

粗大ごみの申し込みは「粗大ごみ受付センター」へ

◆インターネット(24時間受け付け)

🌐 <https://sodai.tokyokankyo.or.jp/>

◆電話 ☎5296-5300(午前8時~午後7時)

◆ファクス ☎5296-7001(24時間受け付け)

※システムメンテナンスで、3月28日(土)午後8時~29日(日)午後7時は電話・インターネットによる受け付けを休止します。また、3月31日(火)午後6時~8時はインターネットによる受け付けのみを休止します。

園杉並清掃事務所 ☎3392-7281、同事務所方南支所 ☎3323-4571

ご確認ください!

「ごみ・資源の収集カレンダー」を配布しました

2月4日(火)~24日(休)に、「令和2年度(2020年度)版ごみ・資源の収集カレンダー」(右画像)を全戸配布しました。

今回の表紙は、薄緑色です。手元に届いていない場合はご連絡ください。

収集曜日等に変更はありませんが、改めて内容をご確認ください。園配布については、アト(コールセンター) ☎050-5357-9680(午前9時~午後5時(3月31日まで。土・日曜日、祝日を除く))。内容については、ごみ減量対策課、杉並清掃事務所 ☎3392-7281、同事務所方南支所 ☎3323-4571



確定申告書の提出はお早めに

◇元年分の申告書の提出および納付期限

所得税および復興特別所得税、贈与税  
= 3月16日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税  
= 3月31日(火)

※確定申告書等の提出の際は、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

園杉並税務署 ☎3313-1131、荻窪税務署 ☎3392-1111



自主参加型一斉防災訓練にご参加ください!  
(シェイクアウト訓練)

3月11日(水)  
午前11時から  
約1分間

午前11時に区内で震度6強の地震が発生したとの想定で、「その時あなたがいる場所」で、「安全行動の1-2-3」(下図)の行動をとり、身の安全を確保する訓練です。

対区内在住・在勤・在学の方 申区ホームページ内シェイクアウト訓練特設ページから申し込み。またはファクスで参加人数、団体で参加する場合は団体名も書いて、防災課 ☎3312-9402 ▶ 申込締め切り日= 3月11日午前11時 園同課 他登録証などは発行していません

〈安全行動の1-2-3〉



▲出典=日本シェイクアウト提唱会議

※上記の日時以外に訓練を実施される場合も参加登録。  
※杉並区災害・防災情報メール、犯罪発生情報メール、地震防災訓練アプリでも、訓練のお知らせをします。お知らせが届かない場合でも、午前11時に訓練を実施してください。



地震防災訓練アプリを使えば  
いつでも訓練に参加できます!

アプリをダウンロードして訓練の日時を設定すると、設定した日時に緊急地震速報の訓練ブザー音がなります。

●ダウンロード方法

「地震防災訓練」で検索するか、右2次元コードからダウンロード

●アプリへの訓練登録方法

・アプリを起動し、画面の説明に沿って、訓練登録用2次元コードをアプリに読み込んでください。  
・2次元コードを読み込めない場合は以下の情報を入力してください。



▲Android用  
※5.0以下の方は、検索してください。



▲iPhone用

【訓練名】杉並区シェイクアウト訓練  
【訓練日時】2020年3月11日(水) 午前11時  
(別の日時で訓練する場合は、任意の日時を登録)  
【訓練ID】190065



▲訓練登録用

# 引っ越しの手続きは お近くの区民事務所を ご利用ください

3・4月は、区役所本庁舎の窓口が大変混み合い、受け付けまでに2時間以上お待たせする場合があります。混雑を避けるため、できるだけお近くの区民事務所をご利用ください。

——問い合わせは、区民課区民係または各区民事務所へ。

## 区役所1階区民課窓口の混雑状況をリアルタイムでお知らせしています

混雑状況や交付書類の完成状況を「受付・交付窓口情報案内」でスマートフォン・携帯電話・パソコンからご覧になれます(右2次元コードからアクセスできます)。



## 区民事務所および区民課区民係の受付時間

	区民事務所	区民課区民係 (区役所東棟1階)
月～金曜日	午前8時30分～午後5時 (水曜日は7時まで)	午前8時30分～午後5時
第1・3・5 土曜日	閉庁	午前9時～午後5時
第2・4 土曜日	午前9時～午後5時	閉庁

※いずれの窓口も日曜日、祝日(土曜日と重なった場合も含む)は休業日になります。

### ●本人が確認できる書類の提示が必要です●

届け出や手続きの際は、届け出にきた方の運転免許証など、本人確認できる書類の提示が必要です。

また、転入・転居の届け出にはマイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちください。新住所の記載を行います。

## 区役所を利用する方へ

区ホームページには、区民事務所・区役所の混雑予想カレンダー(右下2次元コード参照)を掲載しています。

- 月・金・土曜日と毎日午前11時～午後2時は特に混雑しています。
- 火～木曜日の午前中は比較的空いています。
- 土曜日は取り扱いできない事務がありますので、事前にご確認ください。
- 戸籍謄本は区民事務所でも取得できます。

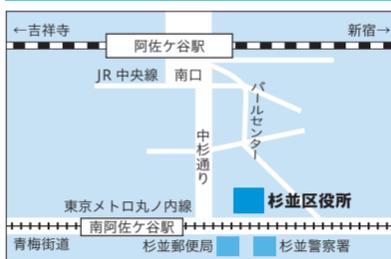


## 住民基本台帳の届け出

届け出の種類・期間	必要なもの
<b>転入届</b> (新たに杉並区内に住所を変更した場合) ⇒新しい住所に住み始めてから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●前住所地の区市町村長が発行した転出証明書または転出届の処理がされたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、国外から転入する方は転入する方全員のパスポートおよびお持ちの方は住民票コード通知書</li> <li>●通知カード(該当者のみ)</li> <li>●中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書(世帯全員分)(※)</li> </ul>
<b>転居届</b> (杉並区内で住所を変更した場合) ⇒新しい住所に住み始めてから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、杉並区発行の保険証や医療証等(該当者のみ)</li> <li>●通知カード(該当者のみ)</li> <li>●中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書(世帯全員分)(※)</li> </ul>
<b>転出届</b> (杉並区外に住所を変更する場合) ⇒転出を予定している日まで	杉並区発行の保険証や医療証等(該当者のみ)
<b>世帯変更届</b> (世帯や世帯主に変更があった場合) ⇒変更があつてから14日以内	
外国人住民のみ(※) 住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届け出 ⇒中長期在留者等となつてから14日以内	中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書(該当する方全員分)
外国人住民の世帯主との続柄の変更の届け出 ⇒変更があつてから14日以内	世帯主との続柄を証明する公的な文書およびその日本語訳文

※届け出の内容により、外国人住民の方の「世帯主との続柄を証明する文書」が必要になる場合があります。

### 区役所(区民課区民係)



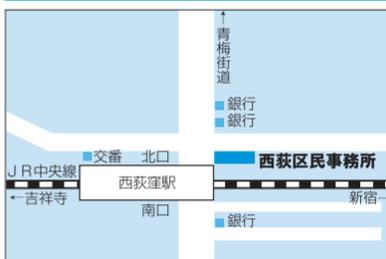
阿佐谷南1-15-1  
☎3312-2111(区代表)

### 井草区民事務所



下井草4-30-2 ☎3394-0461

### 西荻区民事務所



西荻北2-2-1松岡西荻ビル4階  
☎3301-0980

### 荻窪区民事務所



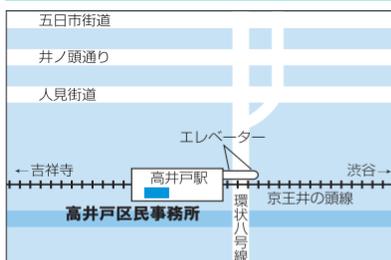
上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階  
☎3392-8846

### 高円寺区民事務所



梅里1-22-32セシオン杉並  
☎3317-6560

### 高井戸区民事務所



高井戸西2-1-26京王リトナード高井戸2階 ☎3333-5395

### 永福和泉区民事務所



和泉3-8-18永福和泉地域区民センター ☎5300-9310



## 西武鉄道新宿線連続立体交差化などの都市計画案、環境影響評価書案の縦覧、説明会の開催

### ◆都市計画案の縦覧

①西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差化計画②西武鉄道新宿線(西武新宿駅～上石神井駅間)複々線化計画の廃止③西武鉄道新宿線付属街路の追加④杉並区画街路(上井草駅前広場等)の追加▶**縦覧・意見書の提出期間**=3月3日(火)～17日(火)(土・日曜日を除く)▶**縦覧場所**=区都市整備部管理課(区役所西棟5階)/区ホームページからもご覧になれます。①②は東京都都市整備局都市計画課でも縦覧可▶**意見書の提出**=意見書(書式自由)に都市計画案の名称・日付・氏名を書いて、3月17日(必着)までに①②東京都都市整備局都市計画課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎)③④区都市整備部管理課へ郵送・持参

### ◆環境影響評価書案の縦覧

①「西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案▶**縦覧・閲覧期間**=3月3日(火)～4月1日(水)午前9時30分～午後4時30分(各縦覧・閲覧場所の休業日を除く)▶**縦覧・閲覧場所**=東京都環境局総務部環境政策課、東京都多摩環境事務所管理課(立川市錦町4-6-3東京都立川合同庁舎)、区環境課(区役所西棟7階)、区民事務所、図書館▶**意見書の提出**=「環境保全の見地からの意見」(書式自由)に事業名・氏名・住所(法人その他の団体は、名称・代表者の氏名・東京都の区域内に存する事務所名または事務所の所在地)も書いて、4月16日(消印有効)までに東京都環境政策課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎)へ郵送・持参

### ◆連続立体交差化計画等に関する都市計画案・環境影響評価書案の説明会

会場 下表の通り 他車で来場不可。手話通訳あり▶**共催**=東京都、杉並区、練馬区、西東京市、西武鉄道

日程	会場
3月4日(水)	本町小学校(西東京市保谷町1-14-23)
5日(木)	関中学校(練馬区関町北4-34-23)
6日(金)	上石神井中学校(練馬区上石神井4-15-27)
7日(土)	井草中学校(上井草3-20-11)

※いずれも午後6時30分～8時30分(同内容)。

…… いずれも ……

①連続立体交差化計画、複々線化計画=東京都交通企画課☎5388-3284/環境影響評価書案の縦覧=東京都環境政策課☎5388-3406、区環境課/西武鉄道新宿線付属街路、杉並区画街路など=区市街地整備課鉄道立体係

## 特別相談「若者のトラブル110番」 一人で悩まず、ご相談ください

架空請求や出会い系サイト、街で声を掛けられた、電話勧誘による取り引きで被害に遭ったなど、消費生活に関するさまざまな相談に応じます。相談は無料です。

☎3月9日(月)・10日(火)午前9時～午後4時(東京都消費生活総合センターは5時まで) ☎電話相談=区消費者センター☎3398-3121、東京都消費生活総合センター☎3235-1155▶**来所**=区消費者センター(天沼3-19-16 ウェルファーム杉並) ☎区内在住で契約当事者が29歳以下の方 ☎区消費者センター☎3398-3141 ☎特別相談以外にも全ての年代の方から相談を随時受け付けています

## 杉並区プレミアム付商品券をお持ちの方は 有効期間にご注意ください

### ◆杉並区プレミアム付商品券の有効期間は3月31日までです

杉並区プレミアム付商品券をお持ちの方は、有効期間内に忘れずに使用してください。有効期間を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

商品券を使用できる店舗は、商品券購入時にお渡ししている「取扱店舗一覧」(元年9月10日時点)のほか、プレミアム付商品券担当窓口(区役所西棟2階)で確認できます。

最新の取扱店舗情報は、区ホームページをご覧ください。

☎杉並区プレミアム付商品券コールセンター☎0120-080-877

## 3月10日は「東京都平和の日」です

平和への祈りを込めて黙とうをささげましょう。

第二次世界大戦(太平洋戦争)中の昭和20年3月10日、東京は大規模な空襲を受け、10万人ともいわれる尊い生命が奪われました。東京都は、平成2年7月に、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い「東京都平和の日条例」を制定し、3月10日を「東京都平和の日」と決めました。

東京大空襲をはじめ、戦災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、世界の恒久平和を願い、3月10日(火)午後2時から1分間の黙とうをささげましょう。

☎区民生活部管理課庶務係

## みどりのボランティアを募集します

区では、活動内容・活動場所の異なる3種類のみどりのボランティアを募集しています。ご自身にあったボランティア活動を見つけて、ぜひご参加ください。

——問い合わせは、みどり公園課みどりの協働係へ。

### みどりのボランティア杉並(第16期)

地域緑化に関するボランティア活動を始めようとする方のきっかけの場です。

●**活動内容** 公園等の清掃活動や中低木の剪定・除草、花壇の管理、屋敷林の落ち葉掃き、みどり公園課主催のイベントへの参加、みどりの新聞の編集など

●**区からの支援** 清掃用具・園芸用具・腕章などの貸与、ボランティア保険への加入費用の負担、他のボランティアグループとの情報交換

●**参加できる方** 区内在住・在勤・在学の方、区内で活動できる方

●**その他** 登録期間は4月から原則2年間(1回まで更新可)。登録後は、地域ごとに他の登録者と共に活動予定。長寿応援対象事業

### すぎなみ公園育て組

地域の方と区が協働し、公園等の清掃や植栽の手入れなどを行う制度です。

●**活動内容** 活動を希望する公園等で、清掃活動や中低木の剪定・除草など(活動内容は選択可)。事前に区と協定を結び、活動場所や活動内容などを決定

●**区からの支援** 清掃用具・腕章やビブスなどの支給・貸与、ボランティア保険への加入費用の負担

●**参加できる方** 継続的に活動を行うことができる区内在住・在勤で5名以上の団体

### 花咲かせ隊

地域の方と区が協働し、公園等で花壇づくりなどの緑化活動を行う制度です。

●**活動内容** 活動を希望する公園等で、花壇のデザイン、花の植え付けや除草・水やりなどの日常の維持管理。花壇の広さは、原則1グループ4㎡程度

●**区からの支援** 花の苗(年3回)・肥料(年1回)・園芸用具・腕章などの支給・貸与、ボランティア保険への加入費用の負担

●**参加できる方** 継続的に活動を行うことができる区内在住・在勤で5名以上の団体



### 申し込み

#### ◆みどりのボランティア杉並を希望する方

はがき・ファクス・Eメールに住所、氏名(フリガナ)、連絡先、「みどりのボランティア杉並」参加希望と書いて、3月23日(必着)までにみどり公園課みどりの協働係☎5307-0697☒KOEN-K@city.suginami.lg.jp

#### ◆すぎなみ公園育て組・花咲かせ隊を希望する方

電話で、みどり公園課みどりの協働係

# 4月から、西永福駅周辺の3カ所に 有料制自転車駐車を開設します

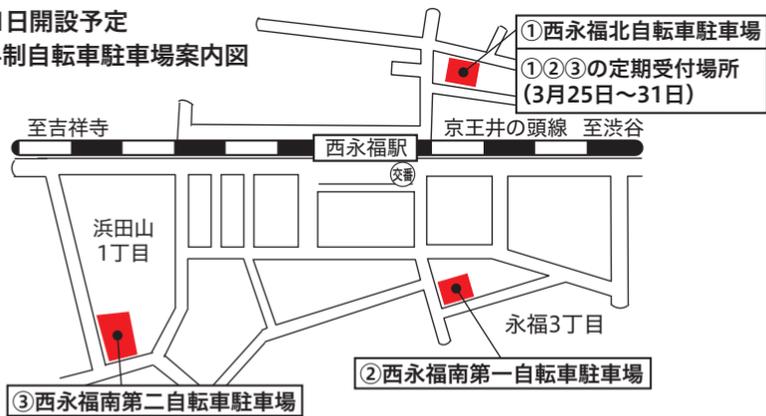


—— 問い合わせは、土木管理課自転車対策係へ。

## ●所在地・収容台数など

4月1日開設予定

有料制自転車駐車場案内図



所在地	駐車場名 (いずれも24時間利用可)		
	①西永福北	②西永福南第一	③西永福南第二
所在地	永福3-55-7	永福3-38-10	浜田山1-33-3
収容台数 (予定)	82台	79台	325台
管理事務所	なし (朝夕の繁忙時間帯に巡回管理)		
定期使用の料金	1カ月		
	2100円(1900円)	2100円(1900円)	1700円(1500円)
	3カ月		
	6000円(5400円)	6000円(5400円)	4800円(4200円)
1回使用の料金	6カ月		
	1万100円(8900円)	1万100円(8900円)	8200円(7000円)
1回使用の料金	入場から24時間まで1回100円(最初の1時間は無料)		

※定期使用の料金欄の ( ) 内は学生の方の料金

## ●定期使用の申し込み

先着順で4月分の新規定期受け付け (定期枠満車の際は、予約受け付け) を行います。

■申請書 (3月1日から西永福駅広報スタンドで配布。区ホームページからも取り出せます) を、下表の期間に各場所へ持参 (使用料金の支払いあり)

受付期間	受付場所	受付時間
3月25日(水)～31日(火)	①西永福北自転車駐車場 (仮設テント)	3月25日(水)～27日(金)・30日(月)午後1時～9時、3月28日(土)・29日(日)・31日(火)午前10時～午後6時
4月1日以降	浜田山北第二自転車駐車場 (浜田山3-27-21)	月～金曜日午前6時30分～午後7時 (土曜日は午前7時から。日曜日、祝日は午前8時～午後4時 (日曜日、祝日を除く毎月26日～月末は午前6時30分～午後8時、土曜日は午前7時から))

※5月分以降の新規受け付けは、浜田山北第二自転車駐車場で、使用開始月の前月25日から受け付け (先着順)。

※学生の方や免除対象の方は、定期使用申し込み時に学生証 (新入学の場合でまだ学生証の交付がされていない場合は、学費の納入を証明するものなど) や手帳、証明書を提示してください。

## ●定期使用料金の免除

次の(1)～(7)をお持ちの方 ((1)～(5)はその介助者を含む)

(1)身体障害者手帳(2)愛の手帳(3)被爆者健康手帳(4)精神障害者保健福祉手帳(5)特定医療費 (難病指定) 受給者証(6)中国残留邦人等への支援給付制度の受給者本人確認証(7)生活保護受給者証明書 (発行日から6カ月以内)

## ●登録制自転車置き場の廃止について

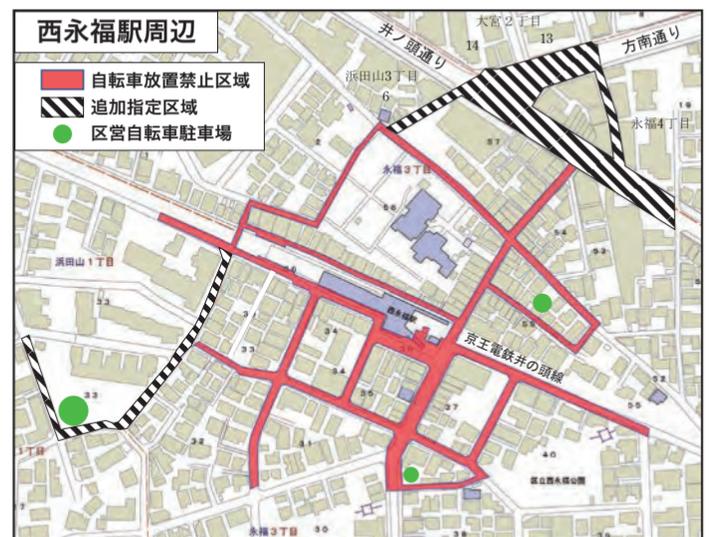
西永福駅の登録制自転車置き場は、3月31日で廃止します (3月31日は駐車できます)。登録制置き場A・B1・B2ブロックは、4月1日以降は道路として使用し、放置禁止区域となります。登録制置き場Cブロックは廃止となり、4月1日より西永福南第一自転車駐車場 (有料制) となります。

## 西永福駅周辺の 自転車放置禁止区域を拡張します

「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」に基づき、4月1日から西永福駅周辺で、右図の「追加指定区域」として示した範囲を新たに自転車の放置禁止区域に指定します。

自転車放置禁止区域内に放置された自転車は、警告後、置いていた時間・理由にかかわらず随時撤去します。撤去・保管した自転車の返還の際は、撤去・保管等に要した費用として5000円徴収します。

なお、自転車を撤去・移送する際、ワイヤーロック等で施錠している自転車は、ワイヤーロック等を切断して移送します (ワイヤーロック等の補償はしません)。



## 区民の 声から



区民の皆さんからいただいた声と、それに対する区からの回答の一部を掲載します。

—— 問い合わせは、区政相談課へ。

### ◇プレーパークについて

先日、昭栄公園のプレーパークに参加させていただきました。子どもが幼稚園のころは時々プレーパークに行っていましたが、小学生にこそ、このプレーパークが必要だと感じました。

今後の昭栄公園での開催は未定と聞きましたが、スペースも広く、大きな木もたくさんある素晴らしい公園で、プレーパークを定期的に開催していただくことを強く望みます。

### ◇回答

区では、平成27年度から区内の公園で、たき火や泥遊び、ロープワークなどを通じて、子どもたちが自らのアイデアや想像力を生かし自由に遊びを作り出すことができる、プレーパークを実施しています。

プレーパークは、主に、柏の宮公園と井草森公園で実施しており、区内の公園で年間66回開催しています。

実施場所については、子どもの安全面や活動スペースの広さ、これまでの実施状況等を踏まえ、実施事業者と協議・調整の上、決定しています。今後の活動についても、より多くの子どもたちがプレーパークに参加し体験できるよう、昭栄公園も含め検討していきます。  
(担当課：児童青少年課)

区政への主なご意見・ご要望と区からの回答の概要は、区ホームページ「区長への手紙」(区政へのご意見・ご要望) → 「区政への主な意見と回答」からご覧になれます。

## お子さんの予防接種はお済みですか？ 3月1日～7日は 子ども予防接種週間です



母子健康手帳の予防接種記録ページに空欄の予防接種がないか確認してください。感染症への免疫をつけるために、また、他の人にうつさないためにも、予防接種を受けましょう。

—— 問い合わせは、杉並保健所保健予防課保健予防係 ☎3391-1025へ。

### ◆定期予防接種（自己負担なし）

種 類	回数	対象年齢（法律で定められた期間）
B型肝炎ワクチン	3回	1歳になるまで
Hib（ヒブ）ワクチン、 小児用の肺炎球菌ワクチン	4回	生後2カ月～5歳になるまで （接種開始月齢によって接種回数が異なります）
DPT-IPVワクチン （4種混合/ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）	4回	生後3カ月～7歳6カ月になるまで
BCG（結核）ワクチン	1回	1歳になるまで
MRワクチン （麻しん・風しん混合）	第1期	1回 生後12～24カ月になるまで
	第2期	1回 小学校就学前1年間 （元年度の対象者は平成25年4月2日～26年4月1日生まれ〈令和2年3月31日まで接種可〉）
水痘（水ぼうそう）ワクチン	2回	生後12カ月～3歳になるまで
日本脳炎ワクチン	第1期	3回 生後6カ月～7歳6カ月になるまで （平成7年4月2日～19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで接種可。19年4月2日～21年10月1日生まれの方は、9歳の誕生日の前日～13歳の誕生日の前日に接種可）
	第2期	1回 9～13歳になるまで （平成7年4月2日～19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで接種可）
DTワクチン（2種混合/ジフテリア・破傷風）	1回	11～13歳になるまで
子宮頸がん予防ワクチン （ヒトパピローマウイルス感染症）	3回	小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子 ※現在、積極的な接種勧奨を差し控えています。詳細は、お問い合わせください。

### ◆任意予防接種

種 類	回数	助成額	対象年齢
ロタウイルス ワクチン	1価	2回 6000円/回	生後6週～24週0日
	5価	3回 4000円/回	生後6週～32週0日
おたふくかぜワクチン	1回	4000円	1歳～小学校就学前

※費用助成の受けられる「予診票」は区内の契約医療機関にあります。

※医療機関が定める料金から、区の助成額を差し引いた金額をお支払いください。

### 飲食店等の事業者の皆さんへ

## 4月1日から、受動喫煙防止の規制が全面施行されます

「改正健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」による規制が4月1日から全面施行されます。多くの人が利用する施設では、原則、屋内禁煙になります。

—— 問い合わせは、受動喫煙問い合わせダイヤル ☎0570-010789へ。

### ◆概要

対象になる施設は下表のように区分され、それぞれ規制の内容が法令等で定められ、違反者には罰則（過料等）が適用される場合があります。

喫煙専用室を設ける場合も、国の示す基準を満たす必要があり、飲食等、喫煙以外のことはできなくなります。また、飲食店では、店頭到店内の喫煙に関する標識を掲示することが義務付けられています。

類型	対象施設	規制内容
第一種施設 （元年7月1日より施行済み）	幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校ほか	敷地内禁煙。屋外に喫煙場所設置不可
	病院・児童福祉施設・行政機関・大学ほか	敷地内禁煙。屋外に喫煙場所設置可
第二種施設	第一種施設と喫煙目的室以外で、多数の者が利用する施設（ホテル、運動施設、事務所、鉄道、従業員※1）のいる飲食店ほか	原則屋内禁煙。屋内に喫煙専用室と指定たばこ専用喫煙室※2の設置可
	次の①～④全てを満たす飲食店 ①4月1日時点で既に営業している②客席面積100㎡以下③中小企業（資本金5000万円以下）または個人経営④従業員がいない	屋内禁煙か喫煙の選択可（経過措置）
喫煙目的施設	たばこ販売店、たばこの対面販売をしているなど一定条件を満たしたバーやスナックほか	喫煙可

※1「従業員」とは、労働基準法第9条に規定する労働者（アルバイト、パートタイムなどを含む）。

※2「指定たばこ専用喫煙室」とは、加熱式たばこに限り、吸いながら飲食等ができる喫煙室。

### 受動喫煙防止対策展示相談会

飲食店等の事業者を対象に、店舗・事業所等の喫煙専用室の設置、効果的な受動喫煙防止対策についての展示相談会を実施します。

時 3月19日(木)午後1時～4時 場 区役所1階ロビー 師 労働衛生コンサルタント・市川英一 申 問電話で、杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355 他 1件30分程度。3月16日(月)～19日(木)に同ロビーで受動喫煙防止対策に関するパネル展示会を開催

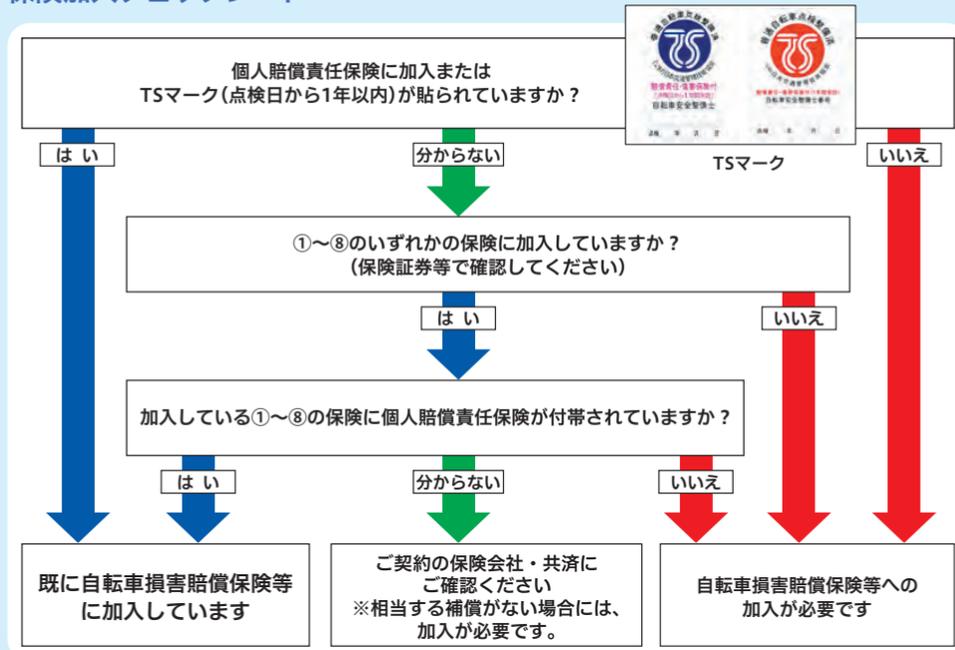


# 4月1日から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます

東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、都内で「自転車を利用する方（未成年はその保護者）」と「自転車を事業や業務で利用する方」に対して、対人賠償事故に備えた保険等への加入を義務化します。

—— 問い合わせは、杉並土木事務所交通安全係 ☎3315-4178へ。

## 保険加入チェックシート



自身やご家族の加入状況や、自転車利用時の事故による損害が補償されているかどうかを確認しましょう。既に参加している方も保険期間を確認し、失効しないよう更新の手続きを行いましょ。

### 自転車損害賠償保険等の種類

- ①「自転車保険」等の名称で販売している傷害保険とのセット商品
- ②自動車保険（特約）
- ③火災保険（特約）
- ④傷害保険（特約）
- ⑤クレジットカードなどの付帯保険
- ⑥会社などの団体保険
- ⑦PTAの保険など学校・大学で加入募集を受ける保険
- ⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険（自転車事故による損害賠償のみを補償）

詳細は、東京都交通安全課ホームページをご覧ください。

東京都 自転車条例



## 異業種交流会

inすぎなみ

時 5月28日(木)午後1時30分～4時 = グループミーティング ▶ 4時10分～5時 = 自由交流会 場 区役所第4会議室 (中棟6階) 対 区内・区外近隣の事業所 (個人事業主を含む) 定 50社 (1社2名まで。申込順) 申 申込書 (区ホームページから取り出せます) を、4月24日 (必着) までに産業振興センター就労・経営支援係 (〒167-0043 上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階 ☎3392-7052 ✉ chusho-k@city.suginami.lg.jp) へ郵送・ファクス・Eメール 問 同係 ☎5347-9077 他 会社案内、製品、商品サンプル等を展示するスペースあり。参加事業所の資料を事前に配布

## 3.11を忘れない～復興への思いを込めて

時 3月11日(水)午後2時20分～4時 場 セッション杉並 (梅里1-22-32) 他 車で来場不可。手話通訳あり

### 記念式典

内 師 黙とう (午後2時46分)、福島県南相馬市長からのビデオメッセージ、作文コンクール表彰式、トークショー「東日本大震災の復興支援活動を通して」(女優・秋吉久美子 (右写真)) 定 500名 (先着順)

### 同時開催 (午後1時～5時)

#### ◆展示室

内 災害に強いまちづくりに関する展示、南相馬市物産展ほか

#### ◆中庭

内 起震車「なみすけ号」で地震の疑似体験 (雨天中止) ほか

…… いずれも ……

問 危機管理対策課



この電話、はがき  
なんか怪しい?

## 還付金詐欺にご注意ください

—— 問い合わせは、危機管理対策課へ。

### 「区役所をかたる還付金詐欺に注意！」



不審な電話がかかってきたり、はがきが届いた場合には!

杉並区振り込み詐欺  
被害0ダイヤル

☎24h 5307-0800



または

杉並警察署  
☎3314-0110

高井戸警察署  
☎3332-0110

荻窪警察署  
☎3397-0110

にお電話ください。

デザインは5つ! 探しに行こう!

# なみすけたちのデザインマンホール蓋が設置されました!

区公式アニメキャラクター「なみすけ」「ナミー」「なみきおじさん」と、区内のイベントや史跡を組み合わせた「デザインマンホール」が、地域の活性化や観光資源として区内5カ所に設置されました。

普段目にするマンホールとは違う、色鮮やかでかわいらしいデザインのマンホールを巡る街歩きに出掛けてみませんか。

—問い合わせは、産業振興センター観光係 ☎5347-9184へ。



▲阿佐谷ジャズストリートデザイン  
(JR中央線阿佐ヶ谷駅北口  
パサージュ阿佐ヶ谷前)



▲阿佐谷七夕まつりデザイン  
(JR中央線阿佐ヶ谷駅南口広場周辺)



▲荻外荘デザイン  
(〈仮称〉荻外荘公園  
(荻窪2-43) 前)



▲東京高円寺阿波おどりデザイン1  
(JR中央線高円寺駅南口高南通り)



▲東京高円寺阿波おどりデザイン2  
(JR中央線高円寺駅北口広場周辺)

3月9日(月)から  
マンホールカードを  
配布します!



[配布時間・場所]

平日午前9時～午後4時30分=コミュかるショップ  
(区役所1階) ▶土・日曜日、祝日午前9時～午後  
9時=産業商工会館(阿佐谷南3-2-19(毎月  
第3日曜日は休館))

設置場所やマンホールカー  
ド等の詳細は、区ホームページ  
(右2次元コードからもアクセ  
ス可)をご覧ください。



## オリパラ 懇談会発

区内イタリア料理店の料理を食べながら、7月に事前キャンプに来るイタリアビーチバレーボールチームの選手やスタッフに渡す、新しいすぎなみの「おみやげ」を考えてみませんか。

場 永福体育館(永福1-7-6) 対象 区内在住・在勤・在

3月14日(土)午前10時～正午

## イタリア料理を満喫しながら、 すぎなみの「おみやげ」を 考えるワークショップ

学の方 定員25名(申込順) 申込方法 ファクス・Eメール(12  
面記入例)で、3月11日までに杉並区市民懇談会「地  
域活性」実行委員会 ☎3312-3153 ✉sg.chiiki2020@  
gmail.com 申込先 文化・交流課オリンピック・パラリン  
ピック連携推進担当 持ち物 室内履き持参



## 参加者募集

次世代育成基金活用事業

# 杉並区中学生海外留学事業



区の交流都市であるオーストラリア連邦ウィロビー市に、区内在住の中学生を派遣する「中学生海外留学事業」への参加者を募集します。

—問い合わせは、済美教育センター教育指導係 ☎3311-0021へ。

日程 10月22日(木)～31日(土) (9泊10日。一部ホームステイ。気象状況等による欠航の場合は渡航中止) 対象 現地校での授業体験、課題解決学習、ホストファミリーとの交流ほか 対象 区内在住の国公立・私立中学2・3年生で以前に本事業や小笠原自然体験交流に参加しておらず、事前・事後学習会、成果報告会(12月)に全て参加できる生徒。他の次世代育成基金活用事業に参加経験のない生徒を優先する場合あり 定員 28名(選考〈書類選考・面接等〉) 費用 パスポート取得費用、食費、現地での交通費、施設入場料ほか 対象 区立中学校の生徒=応募用紙(各学校で配布)を、各学校の締め切り日までに担任の先生へ提出 ▶ 区立中学校以外の生徒=応募用紙(区ホームページから取り出せます)を、4月24日午後5時(必着)までに済美教育センター(〒166-0013堀ノ内2-5-26)へ郵送・持参 対象 アレルギーやぜんそく等の個別対応はできません。氏名・学校名や活動中の様子の写真を区ホームページ、広報紙等の刊行物に掲載することがあります

### ◆事業説明会

日程 3月28日(土)午前10時 会場 泉南中学校(堀ノ内1-3-1) 対象 本事業に参加希望の生徒とその保護者 持ち物 上履きと靴袋を持参。車での来場不可。未出席でも本事業への応募可

